

もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注するもち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業の業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業業務（以下「本業務」という。）

2 契約期間

契約日から令和5（2023）年3月17日（金）まで

3 本業務の目的

県の開発品種「もち絹香」を有効活用し、地域内外の多様な関係者が協働して、産業連携や異業種等の技術や知の集積を融合することによるイノベーションの創発、消費者ニーズや消費行動の変化に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの構築を図り、新たな商品開発によるビジネスモデル（以下「ローカルフードビジネス」という。）の構築に取り組むローカルフードプロジェクト「もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト（以下「とちぎLFP」という。）」において、その効果的かつ効率的な事業運営を行うことを目的とする。

なお、本業務は、「地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱（令和3年3月29日付2食産第6806号農林水産省事務次官依命通知）」（以下「LFP事業要綱」という。）に基づき実施するものとする。※LFP事業については、別添「事業の概要（LFP）」を参照のこと。

4 本業務の内容

本業務は、とちぎLFPにおける段階的な検討の場（以下「とちぎLFPプラットフォーム」という。）の運営と、それらを踏まえたローカルフードビジネスの企画提案への誘導を行い、その具体化に取り組む事業主体に対して適切なサポートを実施し、事業終了後の本格実装に結び付けるまでの一連の業務を担う事務局（以下「とちぎLFP事務局」という。）の運営業務について、以下のとおり行うものとする。

（1）事務局運営体制の構築

ア 事務管理責任者を1名以上置くこと。

イ 国がLFP事業要綱に基づき設置するローカルフードプロジェクト中央事務局（以下「LFP中央事務局」という。）の連絡担当者及び専属コーディネーター等との連携体制を構築すること。また、本業務にかかる独自の専門家等の招聘にあたっては、LFP中央事務局と協議の上で効果的な招聘を調整すること。

ウ 本事業の実施にあたっては、県との調整を密に行うこと。

エ 本事業に関する各種問い合わせに対応し、事務局で判断が困難な場合等においては、速やかに県と協議の上で対応を判断すること。

オ 事務局専用の電話番号及びメールアドレスを設定すること。

カ 事務局運営を行うための必要なスタッフを確保すること。

キ 本事業で入手した機密情報等の適切な取り扱いを行うこと。また、事業に関わる者においても同様に適切な情報管理を依頼すること。

(2) 本業務の成果目標

本業務は、以下のア及びウに掲げる将来目標に結びつける有効なローカルフードビジネスを創出し、令和5（2023）年度から実装可能な新商品の開発と販路の見極めを成果目標とすること。なお、ア及びイに係る新商品は複数商品を可能とすること。

ア とちぎLFPによる新商品の国外売上（令和7（2025）年度） 20,000 千円

イ とちぎLFPによる新商品の国内売上（令和7（2025）年度） 37,500 千円

ウ とちぎLFPによる既存商品の国内売上（令和7（2025）年度） 202,900 千円

(3) ローカルフードプロジェクトパートナー（以下「LFPパートナー」という。）の掘り起こし

県が設定するLFPパートナーのほか、以下のいずれかに該当する事業者をLFPパートナーとして、とちぎLFPプラットフォームに参画させること。

ア 加工・製造の技術に知識があり、効果的な製造工程等に助言が可能な者

イ 麦の機能性等に着目した商品開発へ企画提案が可能な者

ウ 販路開拓への助言やコーディネートが可能な者

エ 社会・国際情勢等に応じた競争力の高い商品への企画提案が可能な者

オ 商品化にあたって、2次加工の連携先となる可能性のある者

カ 商品化後に流通や販売における連携先となる可能性のある者

キ 開発商品の効果的な宣伝・広告について提案を行い、又は連携先となる可能性のある者

ク 品種特性や産地等の情報提供や原材料の供給方法等について提案が可能な者

(4) とちぎLFP研修会（第1回）の開催

ア LFP中央事務局からの専門家派遣により、LFPパートナーを対象としてローカルフードビジネスの理解促進や各種情報の提供を行う研修会を開催すること。

イ 令和4（2022）年7月15日までに開催すること。なお、開催時期は、LFP中央事務局と調整した後、県と協議の上で決定すること。

(5) とちぎLFPワークショップの開催

ア （4）のとちぎLFP研修会を通じて共有された情報等を基に、LFPパートナー同士がアイデアを持ち寄り、具体的な企画提案を実施するワークショップを開催すること。

イ 令和4（2022）年7月末までに開催すること。なお、開催時期は、LFP中央事務局と調整した後、県と協議の上で時期を決定すること。

(6) とちぎLFP研修会（第2回）の開催

ア （5）のワークショップによる具体的な企画提案（複数可）について、必要な専門家派遣を行うなどにより、ブラッシュアップし、実現可能なビジネスを選定すること。

イ 令和4（2022）年8月15日までに開催すること。なお、開催時期は、LFP中央事務局

局と調整した後、県と協議の上で決定すること。また、本研修会については、(5)のワークショップや(7)の戦略会議等との同時開催により効率的・効果的に開催できる場合には、省略できるものとする。

(7) とちぎLFP戦略会議の開催

- ア (3)から(6)までの業務を通じて具体的なローカルフードビジネスを決定し、その基本構想や事業終了後までを含めた取組のスケジュール、役割分担、経費等の計画の検討を行う戦略会議を開催すること。
- イ 令和4(2022)年8月末までに開催すること。なお、開催時期は、LFP中央事務局と調整した後、県と協議の上で決定すること。
- ウ 戦略会議で決定したローカルフードビジネスの具体的な事業の企画提案に関し、以下の事項を記載した検討結果報告書を令和4(2022)年8月末までに県に提出すること。
 - ① これまでの検討経緯と当該企画提案を抽出したバックデータ
 - ② ローカルフードビジネスの開発を行う事業主体
 - ③ ②の事業主体と連携する主体
 - ④ 商品開発及び販路構築に必要な取組事項とその経費の試算
 - ⑤ ローカルフードビジネスの創出に向けた取組のタイムスケジュール
 - ⑥ ローカルフードビジネスに対するとちぎLFP事務局のサポート内容

(8) ローカルフードビジネスへの支援

- ア 本業務によるローカルフードビジネスが着実に実施されるよう、LFP中央事務局と連携しながら、必要な助言・指導を行うこと。
- イ ローカルフードビジネスによる新商品及び既存商品の販路開拓においては、ネットワーク形成や効果的な商談会等へ誘導するなどにより、国内外への早期販路構築が可能となるよう支援すること。
- ウ 消費者や実需者の評価を行う効果的な手法を提案し、事業期間内に商品企画改善等が速やかに図れるよう支援すること。
- エ ローカルフードビジネスへの取組状況について、県が別途定める期日において取りまとめ、県に対して中間報告を行うこと。

(9) 成果報告会の開催

とちぎLFPを通じて得られた分析データ等やローカルフードビジネスの成果等を共有し、事業終了後の発展方向を検討するため、成果報告会を3月までに開催すること。

(10) とちぎLFPによる分析事項等の情報蓄積

県内のもち絹香の生産拡大と販路拡大、並びに麦類の新品種開発に資するよう、とちぎLFPをとおして以下の情報の蓄積に努めること。

- ア 国内の麦類品種とその商品化や流通動向
- イ 国内のもち麦精麦商品の商品化や流通動向
- ウ 消費者、実需者の麦類商品におけるニーズ等
- エ もち絹香と他品種との商品化上の差異(強み・弱み)
- オ 市場ニーズ・予測を踏まえた今後販売展開の可能性

- カ 新たな連携先として可能性のある2次、3次事業者
- キ 商品ラインナップやコンセプトに応じた価格提案
- ク 商談の各種手法と活用方法
- ケ 麦類加工品（酒類除く）の国外市場規模
- コ ターゲット国の需要動向
- サ プロモーションの各種手法
- シ 販売の各種手法

5 実施計画書及び実施報告書の提出

県に対して、実施計画書等を次のとおり提出すること。

ア 事業計画書

次に掲げる事項を記載した事業計画書を作成し、契約後1週間以内に提出すること。

- ① 事務局の組織体制（4の（1）を踏まえて記載）
- ② 運営計画（4の（3）から（9）の事項ごとに記載）

イ 実施報告書

4の（3）から（9）の事項ごとに、実施内容及び経費を記載した実施報告書を作成し、実施した翌月末までに提出すること（任意様式）。

なお、上記の事項以外に、県から求められた場合には、随時、報告書を作成し提出すること。

6 成果報告

4の（1）から（9）の事項に関し、4の（10）を踏まえた上で業務完了報告書（任意様式）を取りまとめ、令和5（2023）年3月10日（金）までに県に2部提出すること。

なお、電子データ（PDFファイル）についても提出すること。

7 委託料の支払い

委託料は、一部、概算払を可能とする。なお、委託料の精算方法については、委託契約書でこれを定めるものとする。

8 著作権の帰属、使用

本業務の実施により生じた著作権及び使用権その他権利は、全て県に帰属する。

9 再委託の禁止

本業務の全てを第三者に委託してはならない。また、一部を再委託する場合においては、県と事前に協議するものとする。

10 その他

（1）本業務の推進のため、農業団体等の協力が必要な場合には、あらかじめ県に予告した上で、農業団体等と十分調整を図り、実施すること。

（2）本業務の委託を行うにあたって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

- (3) 本仕様書に定めのない事項又は業務上の疑義が生じた場合は、両者が協議により業務を進めるものとする。
- (4) 本仕様書の内容については、採用案決定後、県との協議により委託料の範囲内で内容を変更する場合がある。

1. 事業の概要

Local Food Project (LFP) とは

これまで全国の各地域において、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化や農商工等連携の取組、食品産業による農林水産物の利用促進の取組が進められてきましたが、消費行動の変化等に対応する新たなビジネス展開を促進することが急務となっています。

本事業は、都道府県が「地域食農連携プロジェクト(LFP(ローカルフードプロジェクト))推進事業」を活用して、地域の食と農に関する多様な関係者が参画したプラットフォームを形成し、地域の農林水産物等の地域資源を活用した持続的なローカルフードビジネスを創出する取組を支援するものです。資源の再評価・体制構築・マッチング・事業組成・事業戦略検討・マーケティングの一連の流れでハンズオン支援を実施します。

LFP推進事業が目指すものは、これまで地域で展開されていた6次産業化や農商工等連携、地産地消、食品産業における地域の農林水産物の利用促進の取組昇華です。すなわち、地域内外の多様な関係者の協働を通じた産業連携や異業種等の技術や知の集積の融合による、イノベーションの誘発、消費者ニーズや消費行動の変化に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの再構築に取り組みながら、地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につながる新たなビジネスモデル(ローカルフードビジネス)の創出を目指しています。

事業の概要

目的

地域の将来の展望を見据え、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指して、ローカルフードビジネスを創出する

効果

LFPプラットフォームに参画した地域内外の多様な事業者や異業種等のケミストリーによって、ビジネスにイノベーションを創発する

戦略

LFPの目的や事業内容を踏まえ、イノベーションを備えたローカルフードビジネスの構築を検討する

社会的課題解決と経済的利益の両立に向けて

経営戦略

さまざまな社会・環境課題を抱える現代社会において、企業が、本来の事業展開力を活かして、社会の問題も解決し、利益も上げる新しいビジネスが展開されている

ビジネスチャンス

社会的課題への対応は、他者が対応していないが故に、顧客ニーズの創出、競争力強化につながるビジネスチャンスとなる

協働

社会的課題の解決に向けた製品やサービスの提供は、社会的課題の解決という共通価値によって、企業間または異業種間の協働が促進され、イノベーションを創発する

持続可能

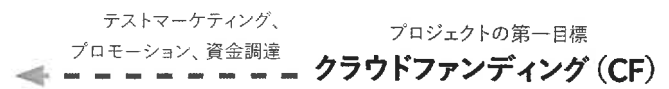
LFPは、社会的課題解決と経済的利益の両立に向けてローカルフードビジネスを創出する体制を構築するものであり、より良い社会、持続可能な未来を創造するもの

事業イメージ



地域に新しい価値（イノベーション）を創出し、「地域が輝く」

- ・社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルを創出
- ・消費者ニーズの多様化や持続可能な食料供給への対応
- ・地域から全国規模のサプライチェーンモデルを構築



〇〇生産組合等
安全供給のための生産体制確立

〇〇大学、地方公設試
技術連携

機械メーカー、IT事業者等
技術連携

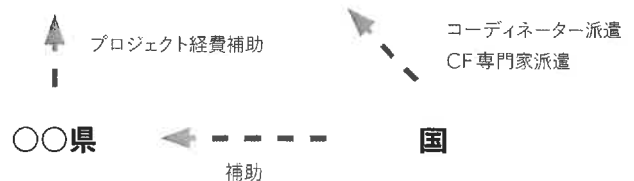
地域の中小・中堅食品メーカーを核とした LFP（ローカルフードプロジェクト）の組成

食育・栄養関係団体等
販売連携、技術連携

外食・観光事業者
販売連携

地域商社 地域金融機関等
販売連携

商工会議所系統（〇〇商工会議所等）
地域一帯の商品開発調整



事業の仕組み・流れ

地域食農連携プロジェクト推進事業（地域）

都道府県が、持続可能なローカルフードビジネスを創出するため、地域の食品関連企業等のネットワークを構築して行う、戦略の検討やプロジェクトの試作品製造等の取組を支援

地域食農連携プロジェクト推進委託事業（中央）

地域食農産業連携プロジェクト（LFP）の戦略の検討・実行のためのコーディネーターを派遣、クラウドファンディングの活用を支援



詳しくはローカルフードプロジェクト（LFP）ホームページへ

<https://www.lfp-c.jp/index.html>